

これを読んで20秒！！

No.519

社長のための勉強

令和元年5月7日
〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4
株式会社堀口オフィス
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

改元に伴う税務書類の取扱い

本年5月1日から元号が改められ『令和』になりましたが、納税者からの提出書類は、例えば「平成31年6月1日」と平成表記の日付で提出しても有効なものとして取り扱うことされています。

納付書について、改元後も『平成』が印字された納付書を引き続き使用することができるとしており、その際、印字されている『平成』の文字を二重線により抹消する、『令和』と追加記載するなどの行為は不要としています。

新元号への移行後も、しばらく『平成』と『令和』が混在しそうですね。

平成 令和

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office